

報告第 3 号

平成 25 年度川崎市一般会計事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、平成 25 年度川崎市一般会計の事故繰越し繰越額について次のとおり報告する。

平成 26 年 6 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

平成25年度 川崎市一般会計

事故繰越し繰越計算書

1 地方自治法第220条第3項ただし書の規定による繰越額

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 負担行為 予定額
				支出済額	支出未済額	
			円	円	円	円
8	建設 緑政費	5 河川費 五反田川放水路 整備事業	1,219,390,950	279,000,000	940,390,950	-
10	まち づくり費	3 整備事業費 鹿島田駅西地 地区市街地再 開発事業	285,200,000	45,200,000	240,000,000	-
	合 計		1,504,590,950	324,200,000	1,180,390,950	-

翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	
940,390,950	340,390,950	600,000,000	-	-	-	施工中の不具合により不測の日時を要したため。
240,000,000	-	120,000,000	-	-	120,000,000	施工中の不具合により不測の日時を要したため。
1,180,390,950	340,390,950	720,000,000	-	-	120,000,000	